



28 訪販協第160号
平成28年12月16日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿



成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの検討について（意見）

表題の件について意見を申し述べます。

民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策を検討する場として、本年9月、消費者委員会の下に「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）が設けられ、年内のとりまとめに向け精力的な検討が進められています。

先の第11回のWGにおいては、報告書の骨子となる内容の検討が行われ、消費者契約法や特定商取引法の整備・強化（契約の取消類型の追加、新たに成年となる18歳、19歳に加え20歳を超える者も含め若年成人という括りを設け、連鎖販売契約の勧誘制限など）に触れる発言が相次ぎ、これらの意見がそのまま報告書へ反映されるのではないかと強く懸念しています。

そもそも成年年齢の引下げは、政治参加に次いで若者の判断力を認める前提で行われるはずなのに、判断力、財産管理能力はかつての若者より落ちているとの発言自体に疑問を感じます。まして、現状以上の年齢に対して施策を講じることが今回の検討会の主旨と離れるのではないかという違和感があります。

業界の立場から。現在の20歳前後の若者は昔と比べて大変しっかりとし、自分の意見もきちんと主張され、被害に遭う可能性は、他の成年と大きな違いはないという見方もあります。成年年齢の引き下げを行うのであれば、成年としての自覚も当然必要となり、権利も義務も成年に等しくなることが前提と考えます。そして、前述のような重要な法律の制度改正に繋がる議論を行うのであれば、立法根拠を精査し、広く関係業界の意見を求める場があつてしかるべきと考えます。

基本的には、成年年齢の引下げにあたっては、法制度の整備によるのではなく、消費者教育を充実する一方で消費者被害を生じさせるような悪質な業者に対しては法執行を強化することで対応することが望ましいと考えます。

今後のとりまとめに当たりましては、ぜひとも慎重なご検討、ご対応をお願いいたします。